

我が国における林業労働力確保政策の現段階と当面する諸問題

小池正雄*・上久保達夫**・HABERBOSCH, Steffen***

*信州大学農学部 森林科学科 森林生産利用学講座

**皇学館大学 コミュニケーション学科 〒516-8555 三重県 伊勢市

***岐阜大学大学院連合農学研究科博士課程（信州大学）ドイツ連邦共和国

要約 日本は森林が多く、国土面積の約70%は森林である。森林は木材生産機能と同時に環境形成維持機能や文化的機能、レクリエーション機能等の様々な機能を持っている。森林の機能を維持増進してゆくためには森林に対しての働きかけが必要であり、それを担っているのが林業労働者である。しかし我が国においては、一貫して林業労働者不足が続いている。

本稿においては、林業労働力確保政策の現段階と当面する諸問題に関して考察を加えた。

現在、林業基本法の見直しが行われている。その中で林業労働者確保政策が重要な位置を占めている。

わが国における林業労働者確保政策の枠組みは、林業のみの労働者確保育成の枠組みから、森林の果たす多面的諸機能を維持管理する労働者の確保政策の枠組みへとバージョンアップすべき時期に到達している。

キーワード：森林、森林政策、林業基本法、林業労働者、新規参入、環境

1. はじめに

我々は今から10年以上前の我が国のバブル経済期に、余りにもわが国森林・林業を巡る諸条件が深刻化してきていすぎるとの認識から、何か明るい材料は無いものか、明るいことを通して森林・林業の危機解明と危機脱却の方策を考える事は出来ないものかと考えて、新しいライフスタイルに基づく林業労働者の研究に取組みはじめた¹。筆者らはそれ以来10年以上この問題に取り組んでいる。そしてこの時期以降偶然にも、長野県下や岐阜県下をはじめ全国各都道府県において、バブル期、ポストバブル期に一貫して新規参入林業労働者が増加し、特にここ数年間の厳しい戦後未曾有の大不況の中において全国的に新規参入林業労働者問題が脚光を浴びるようになった状況がある²。しかしその実態とその内実を見てみると、バブル期以前、及びバブル期におけるこのタイプの林業労働者の性格と、現在の新規参入林業労働者の性格は、現象的には全く同一の新規参入林業労働者であっても社会経済的性格は大きく異なっていると思われる。また新規参入林業労働者の募集、採用、研修等の枠組みも徐々に整備が進みつつあるが未だ解決すべき問題点も多く存在しているものと思われる。

本稿においては林業労働者の確保政策の現段階における到達点と当面する諸問題に関して考察を加えてゆくこととしよう。

2. 我が国における林業労働への新規参入者の性格変化

我が国における林業労働への新規参入者の性格には以下の如く大きな変化が見られるに至っている。

先ず1960年代半ばから1970年代初頭までの時期は林業労働力の再生産は、わが国の農山村部に存在していた所謂半農型林業労働者が林業の作業組織たる「組」単位で再生産されるという構造が存在していた。すなわち林業労働者の新規参入は地域内で何の問題もなく行われていたわけである。ところがそれ以降林業労働者の高齢化に伴うリタイアが続く中で、旧来からの供給源からの林業労働者の再生産が不可能化して来てしまった。

しかし、量的には少ないがバブル期以降林業労働への新規参入者が出現しはじめた。バブル期の新規参入者の性格を見てみると、環境に関する思い入れとか、その他の何か大きな思い入れとか決意があり、林業労働に新規に参入してきていた所謂新しいライフスタイルにもとづいた林業労働者であった³。

しかしそれからほぼ10年経過後の現在の林業労働への新規参入者は、林業へ労働基準法が完全適用され、林野庁と労働省の積極的な取組みによって林業

受理日 5月30日

採択日 9月22日

労働力確保法の制定、林業労働基金の設立、林業労働力確保支援センターの設立等林業労働の特殊性を打開するための枠組みが一応出来上がった上での、林業労働への新規参入労働者である⁴。このことから言えることは、今日林業労働へ新規参入してきている労働者の多くは、バブル期におけるような相当の決意と目的意識をもっての林業労働への新規参入者とは異なり、一般の職業の中からの選択肢の一つとして林業労働者の道を選択して林業労働への新規参入を図ってきている労働者であることである⁵。しかし林野庁や労働省によって様々な取組みが行われているとはいえども、林業労働の労働過程すなわち作業現場の状況は未だに10年前のそれとは大きくは変わっていない。林業労働の労働過程には林業労働独特の様々な特殊性が存在している。また作業管理や労務管理等に関して言えば、改善へのベクトルは存在しているものの、依然として改善されるべき余地が多く存在している⁶。それに加えて現在、一方においては、我が国経済のバブル精算に端を発した、そしてまた世界経済のグローバル化と投機経済化に伴う実態経済を伴わない世界経済の展開に伴い、我が国経済の危機が深刻化しているという状況がある。他方においては、リオデジャネイロにおける国連環境会議以降の全世界的な環境ブームが存在しており、我が国においても環境に関する関心が高まってきてはいる⁷。が、しかし実際に森林の手入れを行なう担い手問題あるいは林業労働者問題にまで踏み込んだ環境に関する議論はほとんど存在していない。ましてや林業労働者の確保及び定着に関する実際の諸経費を伴った実践の段階まで考えると予算措置は御寒い限りである。

ここでもう一度新規参入林業労働者の性格変化をフォローしておこう。マスコミ等における環境や森林に関わる報道も増えるこの環境ブームの中で、純粋に自然志向、環境志向の目的を持った大都市出身の若者たちが全国の森林組合や素材業者等の下で就労する林業労働者として新規参入する傾向が出てきたのが、林業労働者の第1期新規参入期であったといえることができる。この段階における新規参入林業労働者は、我が国の人手不足の売手市場の労働市場下において林業労働に敢えて参入するという目的がはっきりしており、それ故に強い意志もあったわけである。

ところが現在の第2期新規参入林業労働者には、前期におけると同質のものも存在してはいるが、これとは全く異なった林業労働者が大多数になりつつあ

る。すなわち我が国経済が構造的不況期にあり、失業率も5%に近くなるなど、戦後未曾有の恐慌に近いような経済危機の中で一般的な労働市場も縮小してきており、労働力過剰であり買手市場の労働市場である。このような状況の中において一般の就職口と同じ水準での職業選択を行なった林業労働への新規参入である。しかし林業労働の領域にはこの領域独特の各種の諸特殊性が存在している。これをクリヤーするには通例3年から5年という長年月が必要となるわけであり、各種の研修制度も必要となる⁸。

林業労働への新規参入者の性格は、バブル期における新しいライフスタイルに基づいた林業労働者とは異なった所謂デファクト的林業労働者により一層近づきつつあるわけである。

3. 林業労働者確保政策の現段階

現在我が国の林業を巡る諸条件は余りにも厳し過ぎる状況にある。一番大きな規定要因は、世界的に見て採取林業から育成林業への木材生産基盤の転換と、それに伴う国際的な木材市場構造の激変と、このことに規定された国産木材市場の著しい低迷、それに規定された林業の利回り率ゼロ水準への転落である⁹。さらにこのことに規定されて森林所有の側の単なる土地所有者への回帰傾向が存在している。木材生産機能主体に特化して経営を展開してきた国有林経営が経営破綻した事実を見ても、また全国的に見て森林所有者の施業放棄森林が激増している事実が存在していることを見てもこのことは明らかである¹⁰。

他方森林の果たす多面的諸機能には木材生産機能以外の所謂環境形成機能等が存在しており、この諸機能に関しては、現在の所謂環境ブームの中で研究者、マスコミ、NGO等々によって取り上げられており社会的にも認知されつつある。このことは過去の一時期に比較すれば格段の進歩であり評価できよう。とは言えこのような形で一応の社会的認知が取り付けられつつある段階ではあっても、その為にだれが諸経費を負担し、どのような形で実際に環境形成諸機能をも含めた森林の多面的諸機能を維持増進していくための方策を推進していくかに対する取り組みが不可欠であるにもかかわらず、現実のそれは非常に心もとない段階にあり、その実施の為に不可欠で最重要である筈の経費の負担の問題に関しては特にそうである¹¹。

一方における環境ブームとその一環としての森林ブームが存在するが、他方における実際の労働現場を担当する資本およびそこで就労している労働者との間は全く切断されている。現在必要であり求められていることは、この二つの間を結びつける中間項を設定することであろう。そうした場合には、森林の多面的諸機能特に環境形成機能の増進のための林業労働者が脚光を浴びてくることになる。

森林の多面的諸機能を総体的に増進して行くためには、継続的に森林と関わり合いを持つ労働者集団が不可欠になる。国家財政危機の現在、そのような関わり合いを持ち続けることが可能な労働者集団を全く新たに新規に措置すべきなのか、あるいは既存の林業労働者集団を活用してゆく道を措置すべきなのかの決断が問われている。そして現在他方で注目されているのが無報酬の林業労働のボランティア集団である¹²。しかし彼らが永続的にこのような活動を継続していけるという保証はどこにも存在しない。ボランティアな集団は基幹的な持続的な取り組みを行なう組織あるいは集団が存在して初めてその周辺で力を発揮できる場合が多いのではなからうか。基幹的な持続的な取り組みを行なう組織あるいは集団は、きちんとした賃金および社会保障制度が完備された自己の仕事に誇りを持って就労している労働者を雇用してこそ、あるいはそのような仲間集団であってこそ、またこのことによつてのみ、活発にその目的を完遂するために活動することが出来るのではなからうか。ボランティアの活用に余り期待し過ぎることは方向性を見誤ることになりはしないかと危惧される。ボランティアの活用の視点は必要で重要な視点ではあるが、それはあくまでも副次的なものとして位置付けることが必要であろう。

では現在そのような任務を遂行していくことの出来る林業労働者が結集している組織や集団は存在しているのであろうか。そのものズバリとまではいえないまでも、現在わが国各地域に存在している森林組合、そして素材業者や造林業者はこのようなベクトルをも持ち合わせている資本であると言えるのではなからうかと思われる¹³。

森林組合は森林所有者の組織体であり、彼ら森林所有者が一定の地理的範囲内に所有する森林の実質的な経営、管理を行なう組織体として機能することも可能でもある。森林組合はわが国の民有林の実質的な経営管理主体であり、我が国の高度経済成長期以来の林政の最有力な受け皿として機能してきており、1990年代初頭以降の林政の転換に伴う流域管理

システム制度の重要な担い手にも措置されている。この組織体は森林所有者の組織体という点で重要であろう。イギリスの農学者アーサーヤングは「所有は砂礫を変じて黄金となす。」との名言を残しているが、私的森林所有者は自己の持つ森林に対する所有には強いこだわりを持っている¹⁴。ましてや自己の森林の持っている本源的不可減的な地力の源泉を破壊し環境問題を自ら顕在化させるような行動をとることは決してしない筈である。このような意味で林家及び彼らの結集した組織たる森林組合はわが国の森林管理、国土管理にとって不可欠で第一級に措置されるべき組織体であろう。

次に素材業者である。素材業者には森林で林木を伐出する高度な資本装備と、高度な技能及び技術を所有する技能労働者及び技術者集団及びそれらが一体となって機能する技術が存在している。素材業者は我々人類の過去の工業化以前の段階から現在に至るまで、特に木材の収穫段階において森林とのかかわりを持ち続けてきている組織体である。残念ながら人間と森林とのかかわりにおける所謂人類の工業化段階においては、例外無く森林の持続的な再生産の枠組みから逸脱した形での伐出を行なってきた歴史を持つてはいる。

しかしポスト工業化の現段階の森林と人間との関係を健全に保つてゆくためには不可欠な林業における資本として素材業者を位置付ける事が出来るであろう。何故ならば、森林と人間とのかかわりを健全に保つてゆくためには、そして我々人類の存立にとっては、森林の木材生産機能は勿論のこと、多面的諸機能の健全な発揮が不可欠であるわけであるから、そしてその為には伐出生産活動が多く森林において不可欠であるからである。木材は再生可能な資源であり、森林の多くの部分においては、木材の再生産をすることと森林の多面的な諸機能を発揮することが連動していたり、連動する可能性を持っているからなのである。素材業者の伐出生産活動における各種技術が蓄積している。しかし、この技術は過去の一時期には残念ながら人間と森林の関わりを悪化させる方向に機能した時期も存在した。しかし科学技術は基本的に中立性を持ったものであり、その技術を適用し、活用する主体によって、同一の技術がプラスにも働きマイナスにも働くものである。所謂ポスト工業化段階に相応しい形での森林と人間との関係を構築するその最前線で素材業者は真に生産的実践を行なうことが出来る可能性を十分に持っているわけである。更新技術と伐出技術が統一された林

業技術の本来の姿を措定し、それを前提とすれば、素材生産業者を森林組合と並んで、わが国の森林管理、国土管理にとって不可欠な組織体として措定することが可能であろう¹⁵。

森林組合及び素材業者双方にとって、しかし現在の林業危機は余りにも厳しく発現し機能している。彼らは何れも過去から雇用していた労働者の高齢化に伴う所謂代替りの時期に入ってきており、それがこのバブル期に急激に発現しはじめ、ポストバブル期に加速化してきているわけである。しかしポストバブル期はわが国林業を巡る外部環境が急激に悪化した時期でもあるわけでもある。この時期にすなわち、わが国経済の構造的不況期に排出された相対的過剰人口が大量にわが国労働市場に滞留しはじめた。バブル期には人手不足がわが国全産業において厳しく発現していたのに対して、わずか数年後から不況が深刻化し始め、事態はリストラに伴う労働力過剰状況の労働市場に180度旋回したわけである。この時期には以前のバブル期の労働力の不足経済下で林業労働市場に新規参入した所謂新しいライフスタイルにもとづいた、意欲的な林業労働者とは異なった林業労働者も含めて多様な性格を持つ労働者が大量に林業労働市場に、何も林業労働でなければならないという理由なしに参入した労働者をも含めて、彼らの多くが林業で就労しはじめたわけである。丁度この時期に、わが国の労働現場の中で最も特殊であると言われてきた林業にも、様々な労働諸部門の中で最後にはあるが労働基準法が完全に適用され、後ればせながら、林業労働市場も一般労働市場への仲間入りをしたわけである¹⁶。とは言え林業労働の現場には他の労働現場、特に工業の流れ作業の現場等と比較すれば余りにも大きな労働諸条件の違いが未だに厳然として存在している。作業現場の問題、天候の問題、季節性、特に冬季の就業の問題等々、直接的に厳しい自然と、もろに対峙してゆかざるを得ない作業現場での就労となる。このことに規定された作業管理、労務管理の問題、賃金の問題等々、余りにも特殊な労働過程すなわち就業現場が直接に自然と対峙した林業労働の現場であり、このことを十分に理解せずに突然林業労働の現場に飛び込む林業労働への新規参入労働者にとっては最初の1年間は大きな変化の連続であり、また習熟し一人前の労働者として機能してゆくには3年から5年は必要となる。この間の研修の問題が存在している。これに加えて林業労働者の日常生活の問題が存在している。都市部からのIターン型の林業労働者にとって山村

部での生活は魅力的な側面も多分に存在しているが、また生活の不便さの問題も存在している。交通運輸手段の発達や情報網の発達で以前の山村部での生活に比較すれば現在のそれは、格段に改善されてきてはいる。とはいえ山村部においては未だに病院やスーパーマーケット、娯楽施設等の社会資本の整備が離れており、また子供の教育費の負担の問題もある。また古くからの伝統を重んじる村落共同体社会との融和の問題、妻の就労先の問題もあるなど、山村での生活の問題点も多数出現してくる。これらの諸問題点にじっくり時間をかけて取り組む中で新規参入林業労働者の定着化問題を一步一步解決してゆかなければなるまい¹⁷。

しかし、わが国経済の構造的激変に規定された現在の林業の未曾有の不況下においては、林業における資本が林業からの収益に基本的には依存しなければ自己の経営の再生産が出来ないことに規定されて、本来は木材生産機能と森林の果たす多面的諸機能の双方に配慮がなされた形の森林施業、すなわち環境に目配りした森林施業を行なうべきであるにもかかわらず、生産性及びコスト削減の側面に重点をおかざるを得ない施業を実施せざるを得なくなっているという大きな問題点が存在している。また、今までは造林部門での保安林改良に関する事業の設計単価は、一般の林業の施業に比べて有利であった。有利であったとは、設計単価が低ければその設計単価に合わせた森林施業しか林業事業体は出来ないわけである。このことに規定されて林業の現場で働く林業労働者は、自分で満足でき納得できる施業は出来ず、手抜き施業になってしまうことを意味している。保安林改良事業は、それ以外の造林事業のほとんどが、満足する施業を実施するには足りない設計単価しか保証されていなかったのに対して、その事業地において林業労働の現場の技術者が満足できる設計単価が保証されていた訳である。とはいってもその設計単価は一般公共事業並みの単価であるのに過ぎなかったわけではあるが。しかし今度の財政危機に規定された行政改革の中で、保安林改良事業の設計単価が他の低位の水準の設計単価にまで落とされてしまった。筆者はかつての論文の中で、少なくとも保安林改良並の設計単価に全ての造林事業設計単価を改善することを通して、林業労働者の待遇改善をしてゆくべきであろう、と指摘した覚えがあるが、事態は逆の方向に動きつつあるわけであり憂慮せざるを得ない¹⁸。これは現在のこのような補助制度の枠組み決定に際して、実際の労働過程に携わっ

ている現場の生の声あるいは現場の実情が反映されていないということに起因していると言えよう。

林業現場へ新規に参入してきた林業労働者にとってもう一つ不幸なことは、現在のわが国の林業不況と、林業労働の果たしている公共的性格が形式的には認知され画期的な様々な枠組みが構築され機能し始めていても、それを裏付けるだけの十分な財政的支援措置が存在していないことである。このことによって、折角新たに設立された様々な雇用改善に向けての枠組みの果実を十分に享受することが出来にくくなってきていることである。バブル期以降各都道府県に林業労働基金が自治省の地方交付税交付金を主たる財源として設立され、その基金運用益で林業労働者の労働諸条件の改善のための対策が各都道府県で一定程度の独自性をもって開始された。これは画期的なことであった。しかしわが国経済の失速そして低金利政策の中で、基金運用益は過去の右肩上がりの時期に比べれば極端に減少してしまっており、ある程度の高金利の時期に立案され施行されはじめた基金運用益による諸事業を実施しようとするれば、基金の取崩しか、あるいは地方自治体から財政的支援措置を新たに仰がなければ、身動きが取れなくなっている場合も存在している。

また林業労働力確保法によって、一昨年度から林業労働力確保支援センターが全都道府県に設置され林業労働雇用改善アドバイザーが配置され、幾つかのセンターでは林業労働者の委託募集活動も開始されている。また林業労働に就労する労働者への無利子の就業支援制度もあるし、林業の高性能林業機械の機械銀行的役割を支援センターが果たす場合も見られはじめている。また林業労働者の技能研修を支援センターで実施し始めている等々の、林野庁と労働省共管の制度的枠組みができて機能し始めている¹⁹。これは画期的なことであり評価できよう。しかしその支援センターの内実は現在の財政危機に規定されて、新規に独立した枠組みを造ることが不可能であり、各都道府県の多くが既存の林業団体の軒先を借りたり、間借りをしたりしてセンターの実務をこなしている状況である。もう一步の財政支援を実施することで初期の政策目的を確実に達成することが分かっているにもかかわらず、もう一步の支援に踏み出さず制度的枠組が十分に機能するところまでは至っていないわけである。残念なことである。そのような状況の中で全国の支援センターの中には与えられた条件の中で支援センターとしての最大の力量を発揮すべく最善を尽くしている支援センターも多数存在し

ている²⁰。

現在、我が国の林業労働者の年齢構成は60歳以上層、中でも65歳以上の高齢労働者に極端に偏っている状況である。彼らのリタイヤーは時間の問題である。彼らが有している林業技術や技能を着実に若手後継者に伝承していかなければならないことは自明の理であろう。現在の経済構造が未曾有の不況下で厳しいことは分かっている。しかし物事にはすべき時、せねばならない時期がある。林業労働の再生産構造を持続的な堅固なものとしてゆくためには、今においてはその再生産の永続性を保証してゆく枠組みを堅固なものとして構築し補強することが可能な時期は存在していない。例えて言えば死んでしまった人間にどのような高度な最先端の医療設備を完備した病院でどのような名医が治療しても、決して生き返らせることは出来ないであろう。物事には適期があり、それが現在なのである。早急に新規参入労働者や林業労働者の再生産を可能とする枠組みを構築して行かなければならない。時期を失して手遅れになることだけは防がなければならないであろう²¹。

4. おわりに

現在森林と我々人間の関係は、アレキサンダー・メーサー流に見てみると、工業化以前の段階から工業化段階を経て工業化以降の段階への過渡期にあるものと思われる。また現在の段階は世界的にみれば採取林業の段階から、育成林業の段階への移行がほぼ完了した段階であるとも言えよう。現在世界の木材市場の枠組みは世界各国の育成林業同士の世界的な産地間競争の段階に入っており、そこに多国籍林業資本の世界戦略が複雑に絡まりあって、その枠組みは、日本、北米、EUの林業先進諸国における木材市場構造と言う形の3極構造の中で、日々刻々と動いている。国内においては、それを前提とした上で国内における世界情勢をにらんだ産地間競争が展開している。仮に今後木材生産の段階から環境管理の段階への移行が完了したという段階に至ったとしても、わが国の木材生産の重要性は、再生可能な循環的資源としての木材資源という観点から見ると、今後は今日以上に重要性を増してくるものと思われる。そして、我が国の人工林の意義、千万haを超える人工林の意義も、旧薪炭林の多面的諸機能の重要性も益々増大してくるものと思われる。

森林と人間とのかかわりから見てゆくと、我が国で流域管理システムが採用された段階以降は、特に

木材生産の段階から環境管理の段階への移行期独特の複雑な段階に入っているものと思われる。1990年代に入って以降の我が国の森林・林業に対するスタンスは、流域管理システム政策の採用や国有林の抜本的改革、森林・林業・木材産業基本政策検討会報告などに現われているように、林業中心から森林・環境・林業といった方向へと大きくスライドしてきている。森林資源基本計画での水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分や、国有林の管理経営基本計画、各流域ごとの地域森林管理計画書などの中にもこの方向性が明確に現われている。国有林は以前は直営直用で行なってきた施業を民間林業事業体の活用へと全面転換がほぼ完了しつつあり、民有林、国有林共に民間林業事業体に全面的に依存する構造が構築されてきている。

このように民間林業事業体に対する期待は益々高まってきている訳であるが、しかし、民間林業事業体の存立基盤は林業を営むことのみによる自己の経営体の再生産のみによっており、森林の多面的な諸機能の発揮分、すなわち森林の木材生産機能以外の環境形成機能発揮分に対する対価は、全く支払われてこなかった訳である。以前の段階においては木材生産機能を軸点にして、所謂予定調和論的に考えれば、すべてが解決されていた訳である。しかし現在のポスト工業化段階への移行期においては、多国籍巨大林業資本を中心とした国際的な木材流通の枠組みとそれに規定される木材価格水準等をはじめとする様々な諸条件に規定されて、所謂予定調和論は破綻してしまっている。よって環境形成機能分に関しては、所謂シャドワークとして認知されるべく国民のコンセンサスを得る中で、別のところからの行政支援などによって負担する枠組み構築が不可欠となってきた。

1993年以降の林野庁・国土庁・自治省等の各種の森林・山村対策、1994年以降の労働行政の側における林業における労働基準法の完全適用の流れ、1996年の林業労働力の確保の促進に関する法律、各都道府県における林業労働力確保支援センターの設立、といった流れが存在している。現在、我が国の林業労働政策は以前の段階のそれを一段と充実させたものとなり、機能し始めている。その流れは評価されるべきである流れではあるが、もう一歩充実させる方向でバージョンアップさせてゆくことが不可欠となってきた。

注釈及び引用文献

1. 小池正雄：「新しいライフスタイルにもとづく林業労働者に関する一考察」『信州大学農学部紀要』第29巻第2号，89～103，1992年
2. 林業労働者の確保の問題が大きく脚光を浴びた時期には大きく3つの時期が存在していると言えよう。その第一の時期は我が国の高度経済成長期の林業労働力不足の時期であり，第二が我が国の所謂バブル期であり，そして第三の時期が林業労働力確保法の制定に伴う現在の時期である。
1998年には西日本林業経済研究会において，統一テーマ「若年労働者の林業への新規参入」が開催された。このような統一テーマで討論の場が持たれたのは初めてのことである。そこでは以下の3報告が行われた。三井昭治：「戦後型林業労働の展開・解体と新たな動向」，藤原三夫：「若年労働者確保に関する研究の視点」，益尾大祐：「若年労働者確保に関する政策」。これら3報告は『林業経済』1998年12月号に掲載されている。1999年には林業労働力確保支援センターによる全国規模のシンポジウムも開催された。田中純一：「林業労働力をめぐるシンポジウムに参加して」『森林組合』346号，1999年
3. 小池正雄：「新しいライフスタイルにもとづく林業労働者に関する一考察」『信州大学農学部紀要』第29巻第2号，89～103，1992年。小池正雄・宮坂正行：『新規参入林業労働者の現状と課題』長野県森林組合連合会 1～98，1995年
4. 全国林業労働力確保支援センター協議会編：『新たな潮流をより大きく…林業労働力をめぐるシンポジウムの記録…』全国林業労働力確保支援センター協議会，2000年
5. 小池正雄：「新規参入林業労働者の定着化に向けての諸問題」『農林業問題研究』123号 17～26，1996年。小池正雄・上久保達夫：「労働基準法の林業への完全適用に関する一考察」『労働科学』第71巻第11号462～467，1995年。上久保達夫・小池正雄：「現代我が国の地域林業担い手に関する諸問題」『総合農学』第46巻第2号（通巻113号）23～28，1999年
6. 我が国の戦後の林業労働力確保政策の展開を考えると，昭和39年（1964年）の林業基本法第19条で「国は林業労働に従事する者の福祉の向上，養成及び確保を図るため，就業の促進，雇用の安定，労働条件の改善，社会保障の拡充，職業訓練の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。」とされて以来約30年後に労働基準法が林業にも完全適用され，約35年後の現在，林業労働への新規参入者が増加傾向にあり，一般労働力市場と同一の基盤の下で林業労働者の募集採用が出来るようになったといえよう。

- この枠組みの構築には我が国の労働政策の一環として労働省の側からの一般労働政策の林業労働部門という最後まで残されていた特殊な部門への完全適用という側面と、林野庁林業労働対策室側の林業労働政策の側面からの歩み寄りと真剣な取組みがあった上での両者を統一する形での到達点であると言える。
7. 世界的な林業・環境に関する取組みにはエコラベル制度の創設等々の様々な取組みが見られる。林野庁：『平成10年度林業白書』、農林統計協会、1999年、林産工業研究会：『平成11年版 木材需給と木材工業の現況』1999年
 8. 拙稿：「1990年代における林業労働力問題の展望」『林業経済』531号、14ページ～、1993年において、過去においては林業における「組」組織が林業労働者の募集に始まり研修機能をも果たしていたが旧来からの「組」組織の解体が進んできており、教育研修機能を担う公的な機関が必要になってきていることを指摘した。現在は林業労働力確保支援センターがこの役割を担いつつある。
 9. 特に一昨年の秋以来の我が国木材市場は激震に襲われている。その要因は以下の7点である。①木材市場を巡る国際的な枠組みの変化。すなわち我が国が木材を大量に輸入していた南洋材産出国、米材産出国、北洋材産出国の産地側の事情に規定されていた。結局は我が国に木材それも原生林材を供給していた古くからの木材供給国は、原生林木材資源の減少と、国連環境会議以降の環境への配慮を無視した形での木材生産の不可能化に伴い、世界の木材市場の枠組みが原生林材の採取林業を中心としたものから、人工林材を主体とした育成林業からの木材を利用する方向へと大きく旋回した。その中でのEU材の輸入の増加。②それに規定された我が国の木材市場構造の枠組みの変化。③このことに加えて我が国の住宅建築は、勘と優秀な技能労働が結合した大工の労働に依存していたものから、プレカット化の進展に伴い、乾燥された狂いの少ない工業製品化された木材の使用へと大きく変化してきていた。④阪神淡路大震災後の木造軸組み工法に対する厳しい誤った知識が、施主に対して、旧来からの方法での木造住宅建築を躊躇させたこと。⑤我が国の消費生活における価格破壊の進展に伴い、住宅部材や木材製品にもこの動きが波及し、国産材市場が打撃を受けたこと。⑥住宅品質確保促進法の制定に伴う住宅の10年保証の義務付け。⑦建築基準法の改正に伴う住宅の性能規定化。⑧廃棄物処理法の制定に伴う木材産業の廃棄物処理コスト負担問題の顕在化。
 10. 筆者らが参加した以下の調査報告書を参照のこと。林野庁：『施業放棄森林に関する調査報告』、1997年、に長野県及び九州の実態が詳しい。現在の木材価格（素材価格）で森林所有者が立木を販売しても、再造林費用が捻出できない状況にあり、どうしても現金が必要な林家（特に高齢者世帯）においては、土地と立木を一緒にして販売するが増えてきていた。林野庁：『平成11年度国土総合開発調整費、西関東外郭地域連携整備計画調査報告書』、2000年において、施業放棄森林の発生要因に関して論じている。現在は南九州地域の杉林業地帯においては、伐採林地の約80%が伐跡地への再造林を行なわないところまでに事態は深刻化してきている。
 11. 半田良一他：『流域管理システムに関する調査報告書』日本木材総合情報センター、1998年
 12. 日本林業調査会編：『森林ボランティアの風』、日本林業調査会、1998年
 13. 小池正雄他：『林業における退職金制度の実態調査研究報告書』第I部、第II部 労働省・全国森林組合連合会、1998年
 14. 飯沼次郎：『農学成立史の研究』御茶の水書房、1963年
 15. 小池正雄：「地域林業資本に関する一考察」『信州大学農学部演習林報告』第26号、1～12、1989年
 16. 小池正雄・上久保達夫：「労働基準法の林業への完全適用に関する一考察」『労働科学』第71巻第11号、462～467 1995年
 17. 小池正雄：「林業労働への新規参入に関する諸問題」『林業経済』No.556、1～8 1995。「新規参入林業労働者の定着化に向けての諸問題」『農林業問題研究』123号 17～26 1996年。
 18. 小池正雄：「林業労働力確保対策に関する一考察」、『信州大学農学部演習林報告』、第29号、13～23、1992年。また林業事業者が請け負う公共事業の設計単価は一般公共事業のそれに比べて低い水準にありその事が林業労働者の雇用就労条件の改善を妨げている事を具体的な数字を上げて説明している論文に、河本伸征：「誰が山をまもるのか」『山林』No.1383号 17～22、1999年がある。
 19. 林野庁林政部森林組合課 監修：『林業労働力確保法Q&A』地球社、1997年。また1999年2月には全国林業労働力確保支援センター協議会が主催して「林業労働力をめぐるシンポジウム」が東京・虎ノ門パストラルで開催されて積極的な意見交換が行われた。『林材新聞』1999年2月8日、2月9日付け及び、全国林業労働力確保支援センター協議会：『新たな潮流をより大きく…林業労働力をめぐるシンポジウムの記録…』2000年、に詳しい。
 20. 我々は全国の林業労働力確保支援センターへの実態調査アンケート調査等を実施しており、辻龍介・小池正雄：「林業労働力確保支援センターの設立と展開に関する一考察」『労働科学』75巻第10号382～390、1999年、辻龍介・小池正雄：「高性能林業機械のリース・レンタル事業に関する一考察…林業労働力確保支援センターを事例として…」『機械化林

業』No.549, 21~30, 1999年。辻龍介・小池正雄：「林業労働力確保支援センターにおける情報提供事業の現段階」『信州大学農学部演習林報告』第36号 1~9, 2000年等々を既に公表済みである。

21. 我々は1999年に長野県下の72林業認定事業体全てに対してアンケート調査を行なった。その調査において「貴事業体の管轄する区域内の森林は健全に保たれていますか？」と質問した問に対する回答が、「はい」23%、「いいえ」77%であった。そして「森林を健全に保つために不可欠な林業労働者は地域内に十分に存在していますか？」と質問した問に対する回答もまた、「はい」23%、「いいえ」77%であった。そして「貴事業体の雇用労働者は現在の事業量に対して十分に存在していますか？」との質問に対しては、「はい」60%、「いいえ」40%となっていた。結局は森林と第一線で向き合っている林業事業体から見て自己が関わり合いを持っている地域の森林の管理が不十分であり、施業放棄がなされているとする認識が支配的であることが分かる。にも拘らず、彼らは事業体の現在の事業量に対する労働者は十分であると回答している。この回答結果は憂慮すべきである。そしてまた林業事業体は与えられた客観的条件のもとで雇用の通年化に向けて、経営の多角化等々の様々な創意工夫を凝らしての取り組みを行なって配下の労働者の待遇改善を行なっているわけである。

また林業労働者の就労条件の改善に向けての取組

みの中で最重要である通年雇用の為の取り組みとしては、事業量の確保が先ずあげられていたし、また国、県、市町村に対する要望事項を見ても、事業量の確保の問題が他の項目に比較して圧倒的に多かった。現在の林業事業体は、一方においては配下の雇用労働者の就労改善問題に取り組まなくてはならないが、他方ではその前提となる事業量の確保が最も重要な問題として存在している状況にある訳である。すなわち事業体の存立基盤ともなる仕事が全く不足している訳である。

そしてこの仕事不足の状況下においても事業体の管轄区域内の森林は手入れ不足で、十分には管理されておらず、荒廃の危機下にある状況である。例えば九州地域から西日本全域に北上を続けている所謂伐跡地への再造林を行なわないという形の施業放棄森林の激増や、その他の全国的な動向としての間伐未実施林分の集積という形の施業放棄森林の激増という状況が存在している。今我々がなさねばならないことは、一目瞭然であろう。この事実を広く国民に訴えて認知してもらい世論造りをするという地道な努力が必要であろう。そしてそれと同時に、国、県、市町村に仕事造りの働きかけをしていかねばならない。

なお我々が実施したアンケート調査結果に関しては、長野県林業労働財団：『平成10年度 林業雇用改善促進事業 林業雇用改善調査研究報告書…林業での通年雇用に向けた取組み…』, 1999年を参照のこと。

Present state and problems of forest laborer secure policy in Japan

Masao KOIKE *

Tatsuo KAMIKUBO**

HABERBOSCH, Steffen***

*Division of Utilization of Forest Resources, Department of Forest Science
Faculty of Agriculture, Shinshu University

**Department of Communication Science
Faculty of Literature, Kogakukann University

Ise 516-8555

***The Doctor's course of the United Graduate School of Agricultural
Science, Gifu University (Shinshu University) Germany

Summary

Japan is abundant in forest resources. About 70 % of the Japanese territory is consisting of forest, which fulfill several functions and so on.

Silvicultural measures, mostly executed by forest workers, are indispensable to maintain such functions essential to human well-being. Thus, the forest workers represent the supporting and driving force of future forest management. The number of forest workers is, however, continuously declining since many years and consequently a lack of forest workers could be determined recently.

In this paper we have considered about the present state and problems of how to secure a sufficient forest laborer working force in the future.

Today the Fundamentals of Forestry Act is reviewed by the Forestry Agency and the forest laborer secure policy is situated in the center of it.

The present forest laborer secure policy in Japan is in a period of transition. This is mainly because nowadays the working field of the forest laborers is containing not just logging and silvicultural measures as before, but more and more activities to preserve protection and recreation functions of the forests etc.

Consequently, new forest specialists are needed to cope with these new fields in a good way. The review of the Fundamentals of Forestry Act is therefore a good opportunity to take a bold leap to adapt the actual forest laborer policy to the changing conditions and requirements.

Key word : Forest laborer secure policy, Forest Policy, the Fundamentals of Forestry Act, Forest Labour, New Participant, Environment